第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目(1)の表のゼラノールの項の次に次のように加える。

ゾキサミド	ばれいしょ	0.06ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	0.3ppm
	きゅうり	1 ppm
	かぼちゃ	1 ppm
	しろうり	1 ppm
	すいか	1 ppm
	メロン類果実	1 ppm
	まくわうり	1 ppm
	その他のうり科野菜	1 ppm
	ぶどう	5 ppm
	干しぶどう	15ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のトリブホスの項の次に次のように加える。

トリフルスルフロンメチル	てんさい	0.05ppm
	その他のきく科野菜	0.05ppm
	その他の野菜	0.05ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のメチオカルブの項中「えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類」を「えんどう 0.1ppm、そら豆 0.05ppm、らつかせい 0.05ppm、その他の豆類 0.1ppm」に、「たまねぎ、ねぎ」を「たまねぎ 0.05ppm、ねぎ 0.05ppm」に、「ピーマン 0.5ppm、0.5ppm」を「ピーマン 0.05ppm」に、「未成熟えんどう 2 ppm」を「未成熟えんどう 0.05ppm」に、「その他の野菜 0.1ppm」を「その他の野菜 0.05ppm」に、「もも 3.0ppm」を「もも 3 ppm」に、「いちご 1 ppm」を「いちご 0.05ppm」に、「その他の果実 0.05ppm」を「その他の果実 0.05ppm、ひまわりの種子 0.05ppm」に改める。

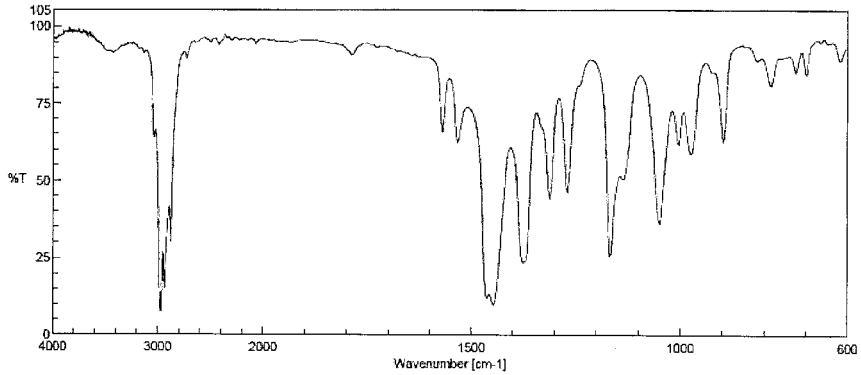
第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表の備考に次のように加える。

21　「その他の魚類」とは，魚類のうち，さけ目類，うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のエフロトマイシンの項、セファレキシンの項、ゾキサミドの項、トリフルスルフロンメチルの項及びメチオカルブの項を削る。

第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのサリチル酸メチルの目の次に次の一目を加える。

2，3―ジエチル―5―メチルピラジン



第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのフェニル酢酸エチルの目の次に次の一目を加える。

2―（3―フェニルプロピル）ピリジン

